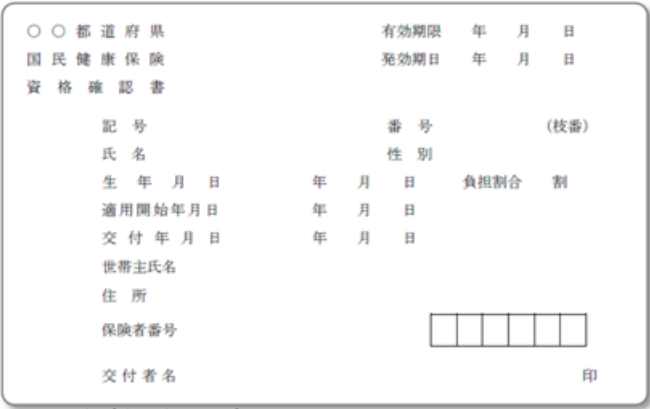
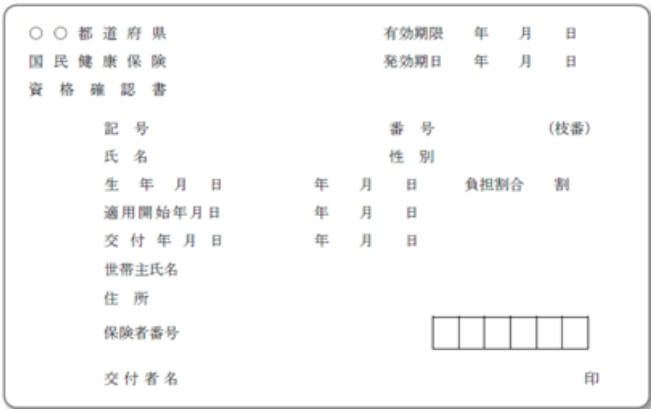


【町長】

通告順	5	質問 議員	篠原議員
質問 項目	高齢者にもわかりやすい保険証の説明を		
質問 内容	12月2日をもって国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証の新たな発行が中止された。紙の保険証が使えなくなるのではという不安に対して、町は8月と10月に広報ぬまたにおいて説明をした。しかしながら、現実にはまだ一部に不安が残っている。 例えば、12月2日以降に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療保険に切り替わる人から資格確認書はいつ発行されるのだろうかという不安の声があった。役場の担当に確認し誕生日前には資格確認書が届くことを伝えたが、この情報は広報にもホームページにもない。 マイナ保険証に利用登録をした人には、資格確認書ではなくA4版の「資格情報のお知らせ」が届くことになっている。しかし、資格確認書のことを知らずにマイナ保険証に登録した高齢者からもそれならば資格確認書がほしいという要望がある。 一番怖れるのは、マイナカードの電子証明書の有効期限までに更新ができないと保険証が失効してしまったり、国保税を滞納した場合に発行される短期保険証が廃止されたため10割負担になる場合があること。 そこで以下の点について質問する。 1. マイナ保険証の利用登録をしている人にも資格確認書を交付することを町独自の判断で実施できないか。 2. 上述した点を含め、まだ説明不足があり、マイナ保険証関連の説明を今後も引き続きわかりやすくおこなっていく必要があると考えるがどうか。		

資料1 マイナ保険証所有の有無と医療機関別の対応状況による受診方法の違い

(注：令和7年7月末までは今の紙の保険証がそのまま使えます)

		マイナ保険証が使える医療機関	マイナ保険証が使えない医療機関
マイナ保険証	持っている	 マイナンバーカード	 資格情報のお知らせ
	持っていない	 資格確認書	 資格確認書

画像引用元：マイナンバーカード＝デジタル庁、資格確認書＝厚生労働省、資格情報のお知らせ＝筑紫野市

【町長】

通告順	6	質問 議員	篠原議員
質問 項目	沼田町の奨学金制度拡充を		
質問 内容	日本は世界の中でも学費の負担が重い国と言われている。今後は大学における授業料などのさらなる値上げも計画されており、高等教育にかかる保護者の経済的負担はますます重くなることが予想される。 沼田町には、高等教育向けの独自の奨学金制度があるものの返済が必要であり、農業及び商工業の後継者や公務員を除く町内の事業所に就業した場合のみ返済が免除される制度になっている。 一方、日本学生支援機構などの奨学金を利用したものに対し、奨学金返済支援制度を設けている自治体が北海道にも見られる。この制度はその自治体出身者のリターンはもちろん、移住者のリターンを促すことにもつながると考える。 将来を担う優秀な若者に経済的な心配なく学んでもらうため、沼田町の奨学資金貸付制度の拡充を望み以下の質問をする。 1. 沼田町でも奨学金返済支援制度を創設する考えはないか。 2. 沼田町の奨学資金額の拡充を検討できないか。また、町内事業所に就業することとする返還免除の規定を、沼田町に在住し町外に通勤する場合にまで拡大することはできないか。		

資料 道内で実施されている奨学金返済支援事業 1

(1) 旭川市 「旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業」

- ・対象者 市内に就業かつ市内に定住予定
- ・補助額 返済金額の 1/2 (上限あり) 3 年を限度

(2) 枝幸町 「枝幸町奨学金償還支援事業」

- ・対象者 町内に在住または定住見込み
- ・補助額 年間償還額 (18 万円上限) を 5 年間。5 年で償還できないときは延長あり。

(3) 深川市 「深川ライフ応援奨学金補助事業 (深川市若年者定住促進奨学金返還支援事業)」

- ・対象者 市内に在住し市内事業所に就業する 30 歳未満。
- ・補助額 償還した奨学金相当額 (月額 1 万円上限) を最大 5 年間助成。

(4) 湧別町 「湧別町奨学金返還支援事業」

- ・対象者 町内に在住し町内事業所に 5 年以上就業見込み。
- ・補助額 ①交付申請した年度内に返還する額 ②45,000 円×卒業に必要な修業年限 ③18 万円 の最も低い額

資料 道内で実施されている奨学金返済支援事業 2

(5) 札幌市 「さっぽろ圏奨学金返還支援事業」

- ・対象者 札幌圏内在住で札幌市が認定する企業等に就業。
- ・補助額 年間最大 18 万円を 3 年間。

(6) 栗山町 「栗山町 UI ターン等促進奨学金返済助成制度」

- ・対象者 町内に移住か定住見込みで町内企業等に正規雇用、または町内で起業する 27 歳以下。
- ・補助額 年間償還額の 1/2 以内（15 万円上限）。

(7) 北斗市 「北斗市 UII ターン奨学金償還支援事業補助金」

- ・対象者 市内在住で市内か近隣市町の事業所等に正規雇用の 40 歳未満。
- ・補助額 市内福祉職：月額 2 万円を 5 年。市内一般：月額 1 万円を 5 年。市外：月額 1 万円を 3 年。

(8) 釧路市 「釧路市奨学金返済支援補助金」

- ・対象者 市内在住で協力企業に新規採用者。
- ・補助額 返済額の 1/3 ずつ（12 万円上限）を本人、協力企業、釧路市で折半。

資料 道内で実施されている奨学金返済支援事業 3

(9) 津別町 「津別町奨学金返還支援事業助成金制度」

- ・対象者 町内在住で町内事業所に就業見込み。
- ・補助額 償還額（年 12 万円上限）を最長 10 年間。

(10) 苫小牧市 「苫小牧市奨学金返還支援制度」

- ・対象者 市内在住で市内企業に正規雇用。
- ・補助額 償還額の 1/2（年間 10 万円上限）。

(11) 函館市 「函館市奨学金返還支援事業」

- ・対象者 市内在住で市内中小企業、介護・保育施設等に正規雇用。
- ・補助額 年間最大 24 万円を最大 5 年間。

(12) 根室市 「根室市奨学金返還支援制度」

- ・対象者 市内在住で市が認定する企業に 5 年以上勤務する意思がある者。
- ・補助額 年間最大 24 万円を根室市と認定企業で折半し、最大 5 年間。

(13) 岩内町 「岩内町奨学金返還支援補助金」

- ・対象者 町内に 5 年以上居住見込みで町内事業所等に 5 年以上正規雇用見込み。
- ・補助額 年間償還額（15,000 円×補助対象月額を上限）